

令和2年度 神戸市立西神中学校いじめ防止基本方針

令和2年4月見直し

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「神戸市立西神中学校いじめ防止基本方針」を以下のように定める。

1 「いじめ」とは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2) 本校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、学校と保護者が協働し、対応に当たる。なお、いじめ認知は、特定の教職員のみによることなく、西神中学校校内いじめ問題対策委員会を開催し、情報を共有したうで行う。その際、けんかやふざけ合いであっても、見えないところでの被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) 普段の生活及びインターネット上などで、例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめた生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」と言う言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処もありうる。ただし、これらの場合にあっても、法が定義するいじめに該当するため、西神中学校校内いじめ問題対策委員会で情報を共有する。

2 本校の教職員の姿勢

- ・生徒との信頼関係をつくり、生徒一人一人を大切にす学級経営に努める。
- ・生徒が自己実現を図れるように、分かる授業を日々行うことに努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは人権を侵害する決して許さない行為である」という姿勢を教員がもち、日々の指導に当たる。
- ・生徒一人一人の変化に気づく、敏感な感覚を持つように努める。
- ・教員は、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返り、常に自己研鑽に努める。
- ・いじめが生じた際には、いじめ問題解決に向けて、学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、西神中学校校内いじめ問題対策委員会を通じて学校全体で情報を共有化し、全職員で共通理解をはかり役割分担等を明確にして組織的な対応を行う。
- ・生徒や保護者からの話に耳を傾け、親身になって聞く姿勢を持つ。

3 校内体制について

- (1) 西神中学校校内いじめ問題対策委員会を設置する。
 - ・校長、教頭、学年主任、生徒指導係、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。
- (2) 西神中学校校内いじめ問題対策委員会の役割
 - ・本校のいじめ防止への取り組み、いじめ防止の啓発等に関することを推進する。
 - ・いじめの相談があった場合やいじめの具体的な事案に対しては、当該担任等に加え、

事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにする。

- ・本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善を行う。
- ・学校生活での悩みの解消を図るために教育相談体制の充実を図り、全職員で情報共有する。
- ・いじめ未然防止、早期解決のために、家庭・地域と連携して見守りを進め、関係機関・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携を推進する。

4 いじめを未然に防止するために

〈生徒に対して〉

- ・生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行い、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、学習に対する達成感・成就感がもてるよう努力する。
- ・思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の授業や学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を、すべての生徒がもつよう、さまざまな活動の中で指導する。
- ・「するを許さず されるを責めず 第三者なし」の意識を生徒の心に育てる。

〈学校全体として〉

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許さない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を定期的実施し、生徒の様子の変化などを掴む。
- ・いじめチェックリストを活用し、担任を中心に生徒の状況を複数の教員で観察する。西神中学校校内いじめ問題対策委員会で情報共有し、それをもとにいじめの指導計画を立てる。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアに当たる。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について教職員の理解と実践力を深める。
- ・生徒会活動を中心に、生徒が自主的に「いじめ撲滅」を目指す取り組みを進める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

〈保護者・地域に対して〉

- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを保護者会、学校だより、学校ホームページ、地域での会合等で伝えて、理解と協力を得る。

5 「いじめ」の早期発見について

- ・教育相談週間を定期的に設定し、担任が生徒の悩みを相談できる時間を確保する。
- ・My school days（生活ノート）の記述に目を通し、返信を書くことで、生徒が安心して心を開き、担任と相談できる関係づくりに努める。
- ・「生徒の居るところに教師あり」の体制を取り、日常の生徒の様子を見守る。
- ・生徒の様子や表情の変化を全教師が注意するようにし見守る。気づいた点は情報共有する。

- ・様子の変化が感じられる生徒には、積極的に声かけを行い、安心感を持たせる。
- ・定期的なアンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。

6 「いじめ」の早期対応について

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめられている生徒や保護者からの訴えを親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、早急に関係教員と管理職に報告するとともに、西神中学校校内いじめ問題対策委員会等、校内で情報共有する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- ・再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒が抱える問題を解決するための指導と保護者への支援を継続的に行う。
- ・状況によっては、教育委員会、所轄警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携して対処する。

7 特別な支援を必要とする生徒への対応

- ・特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常学級に在籍する特別な配慮を必要とする生徒に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。また、生徒一人一人の特性を正確に理解し情報を共有したうえで全教職員による支援体制を構築していく。
- ・生徒を尊重する教育の推進のため、特別支援学級と通常学級との交流を進める。
- ・状況によっては、スクールカウンセラーや教育相談機関の助言を得る。

8 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者へ啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、西神中学校校内いじめ問題対策委員会において情報共有し、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の人権擁護機関と適切に連携して対応する。

9 保護者・地域との連携

- ・美竹っ子応援団（神戸っ子応援団）等を利用した朝のあいさつ運動に取り組む。
- ・地域や校区内の小学校と連携して地域会議を開催し、地域・学校からいじめを撲滅するための取り組みを進める。
- ・学級世話係会や地域の会合等で、学校でのいじめの現状や取り組みを発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

10 関係機関との連携

- ・犯罪行為等が認められるときには、警察や少年サポートセンター等の関係機関と連携した対応をする。
- ・その他、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合や、未然防止への啓発活動などには、積極的に関係機関との連携を図る。

11 いじめ事案への対処について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をきちんととる。
- ・保護者に対して、事実について説明するとともに、今後の指導体制について説明し、理解を得る努力をする。
- ・いじめられた生徒を守るために、全教職員で情報を共有し、解決に向けて組織的な支援を行う。
- ・いじめた生徒へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行う。また、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。さらに、詳細を確認したうえで、いじめをしたとされる生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ・いじめた生徒には、相手の思いや自分の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を保護者とともにつくる。
- ・教育委員会に事実関係を報告する。

12 重大事態への対応

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。
- ・教育委員会の指示のもと、第三者からなる組織を設け、調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに報告する。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、人権に配慮しながら、正確に情報を提供する。

13 その他

- ・学校評価においては、年度毎の取り組みについて、生徒・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かす。
- ・この基本方針は、本校の状況に応じて、西神中学校校内いじめ問題対策委員会において、点検・見直しをすすめ、適切に改定を行う。

改定 平成 30 年 7 月 5 日
神戸市立西神中学校